

豊浦地域「癒やしの人」育成業務仕様書

1 業務名

豊浦地域「癒やしの人」育成業務

2 事業（業務）の目的

本市では、川棚温泉エリアを周遊型・滞在型観光地に転換するとともに、川棚温泉エリアが豊浦地域全体を活性化させる先駆けとなることを目標に、豊浦地域〔川棚温泉エリア〕再生計画を作成し、地方創生・地域再生に取り組んでいるところである。

本業務では、接遇、地域活性化、地域資源に関する講習会やインターネット、SNSの活用法等の講習を通じて、おもてなしの心とスキルを育み、地域の魅力をお伝え、発信することのできる人材の育成・確保を行うことでエリア価値の向上させることを目的とする。

3 実施場所

下関市豊浦町地域ほか

4 業務期間（委託期間）

契約日から令和8年3月31日（火）まで

5 業務内容

（1）講習会の開催

共通

- ・各講習会について、同日の午前及び午後、各1回ずつ開催すること。
- ・講義の内容、講師の手配、会場の選定、日程の調整等について、市と調整を行いながら進めること。

ア 接遇に関する講習会

- ・接客マナー、ホスピタリティ、地域の魅力を伝えるコミュニケーションスキルを向上する内容とすること。特に温泉街におけるホスピタリティ向上を意識すること。

イ SNS等を活用した情報発信に関する講習会

- ・SNS活用、ウェブメディアでの情報発信、PR手法の実践について、実例などを用いて分かりやすく説明すること。
- ・メディア論（ローカルジャーナリズム）、コンテンツ制作、サイト管理の技術教育にも言及すること。

ウ 地域活性化及び地域資源に関する講習会の開催

- ・地域活性化及び地域づくりの理論と実践、地域資源の活用、観光促進のためのプロモーション戦略について、事例などを用いて分かりやすく説明すること。
- ・地域特有の食文化や伝統、資源の保護と活用の方法にも言及すること。

(2) 講習会の広報・PR、受講者の募集に関すること

(3) 講習会後のアンケートの実施に関すること

(4) その他業務運営に関すること

6 業務完了報告

業務を完了したときは、遅滞なく、業務完了報告書、実施の状況が分かる資料その他市が必要と認める資料を紙及びそれらの電子データを格納したCD等により下関市役所豊浦総合支所地域政策課へ提出し、総合的な報告を行うこと。特にイベント（講習会）の状況が分かる写真については、会場の全景、設営及び実施の状況、装飾物品及び広告媒体等、出来る限り広範囲にわたる撮影を行うこと。

7 特記事項

(1) 「個人情報の取扱い」については、別記1「個人情報取扱特記事項」のとおりとする。

(2) 「環境に関する配慮事項」については、別記2「特記仕様書（環境編簡易）」のとおりとする。

(3) 「下関市暴力団排除条例による措置」については、別記3「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおりとする。

8 その他

(1) 業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。

(2) 業務の受託者（以下「受託者」という。）は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ業務の委託者（以下「市」という。）の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(3) 業務の実施に当たっては、市との協議に基づき受託者が作成する業務のスケジュールを遵守し、実施の日時を市と事前に調整すること。また、やむを得ない事由により、業務のスケジュール、業務の内容等を変更する必要があるときは、事前に市と協議すること。

(4) 業務の過程で得た情報、データ若しくは資料又は受託者が作成した資料を、業務の目的以外の目的で使用し、又は、第三者に漏らさない等下関市行政情報セキュリティポリシーを遵守すること。

(5) 市が必要と認め、かつ、その要求に応じることが可能なときは、業務の履

行期間中であっても、成果物その他市が必要と認める資料の一部を提出すること。

- (6) 書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）を使用しないこと。
- (7) 業務の実施に要する費用については、全て市が支払う委託料で賄うこと。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、市と協議の上、決定すること。
- (9) 本仕様書について、疑義が生じたときは、市と協議の上、解決すること。